

酒田市業務改革推進支援業務委託仕様書

1 業務名

酒田市業務改革推進支援業務委託

2 業務の目的

年々加速する少子高齢化や労働人口の減少等の社会構造の変化に対応するため、現在の業務量や業務量以外の業務遂行における課題を把握するとともに、その改善に向けた分析・検討を行い解決策等の提案や業務の効率化に向けた解決方策の検討等への支援を受け、BPRの手法を取り入れた業務プロセスの見直し・働き方の改革につなげることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 本市の職員負担に係る現状や課題の調査、分析

- ・業務量の洗い出しによる職員負担についての課題抽出と分析等を行うこと。
- ・課題抽出の手法や規模・範囲は提案に委ねるが、職員の負担軽減に配慮しつつ、(2)(3)の基礎資料として活用できるものであること。

(2) 職員に対して、業務のあり方や働き方を常に見直す意識の定着と、さらには自律的に課題や解決策を見出すことのできる技術・能力を習得させるための手法の提案

- ・手法や規模・範囲は提案に委ねるが、次年度以降も内部で全庁的な展開ができるような提案をすること。
- ・(1)の成果との連動が原則だが、他に効果的な手法があれば、必ずしもそれのみによらないことも可とする。

(3) 総務部総務課、健康福祉部子育て支援課、保育園に対し、さまざまな面から課題の洗い出しや分析を行った上での、業務の効率化や働き方自体の改善に向けた具体的な解決策の提案と、実施への支援

- ・上記2課1園については、(1)の取り組みを踏まえた詳細な課題把握と分析を行うこと。また、具体的かつ即効性のある解決策を提案すること。

※酒田市の部署名や職員数については別紙(平成29年度酒田市職員数)を参照すること。

5 成果物

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 業務報告書(ヘルプデスクへ寄せられた質問・回答含む) | 1部 |
| (2) 上記電子データ(DVD-R等の電子メディア) | 1部 |

- (3) 調査報告書（A4版製本） 30部
※ただし、本市の現状や課題を把握するために調査等を行った場合
- (4) その他本業務で収集・作成した資料・データ（DVD-R等） 1部

6 成果物の管理及び帰属

成果物の管理及び帰属は、酒田市とする。受注者は、本市の許可なく成果品を公表及び貸与してはならないものとする。

7 管理技術者及び技術者の配置

- ・受注者は、管理技術者及び技術者をもって業務を行うとともに、高度な技術及び知識を要する分野については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- ・管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- ・受注者は、業務の円滑な実施のため、必要な経験及び能力を有する十分な数の技術者を配置しなければならない。

8 資料の収集、貸与

業務を実施する上で、必要な資料の収集は、原則として受注者が行う。ただし、発注者の所有資料の貸与等、両者協議の上、必要に応じてその内容を変更することができる。

9 その他

- ・受託者は、委託業務を行うにあたり、業務全体の実施スケジュールを提出すること。
- ・業務を円滑かつ適正に進めるため、打合せ及び協議を必要に応じて行うこととし、委託業務の開始から終了までの間、調査経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置くなど、適時協議に応じることが可能な体制をとること。
- ・受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、酒田市個人情報保護条例（平成17年条例第20号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- ・受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- ・本仕様書に定めのない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。